

保険診療への消費税ゼロ税率課税（免税措置）を求める  
意見書

政府は平成29年4月に消費税率を10%にすることを決定し、同時に軽減税率を導入するため、与党税制協議会において今年秋までに軽減税率の対象業種、品目等をまとめようとしている。

保険診療は消費税法上、社会政策的配慮により非課税扱いと規定されているが、医療器械等の購入費用は課税対象であり、医療機関は仕入税額控除ができず、最終消費者として消費税を負担している。

この対応として、消費税導入及び増税時に診療報酬への補填が行われたが、医療機関が個々に負担した消費税を、診療報酬で還元するのは不可能であり、抜本的な解決が必要である。

医療費抑制政策のもと、消費税率が10%になれば医療機関の消費税負担もさらに増加することが見込まれる。これに対し、ゼロ税率を適用すれば課税化しても患者に消費税の負担はなく、医療機関も仕入れに伴う消費税額について還付申告を行うことで、いわゆる損税負担が解消される。

よって、国においては、保険診療への消費税について非課税から課税に改めるとともに、ゼロ税率を適用し、実質免税措置とするよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月24日

意見書提出先

内閣総理大臣／財務大臣／厚生労働大臣